

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

【問合せ】 市民課 市民班（フリガナ専用） ☎ 775・7376

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。

フリガナの通知書

記載される予定のフリガナは、戸籍本籍地の市区町村長から順次、郵便で通知されます。通知書が届いたら、必ず内容を確認してください。

※本籍地が南魚沼市の人には、7月8日以降順次ハガキで通知します

フリガナの届出

通知されたフリガナが正しい場合は、通知のとおり記載されますので届出は不要です。

通知内容が誤っている場合などは、届出が必要です。届出方法などについて詳しくは、通知書または法務省ウェブサイトをご覧ください。



法務省
ウェブサイト

専用コールセンターをご利用ください

制度の趣旨や届出方法・期間などは、法務省コールセンターへお問い合わせください。

【法務省コールセンター】

☎ 0570・05・0310

開設 令和8年5月26日(火)まで

※土・日曜・祝日、令和7年12月30日～
令和8年1月3日は除く

時間 8:30～17:15

フリガナの届出に便乗した詐欺にご注意

- ・フリガナの届出に手数料は一切かかりません。
- ・届出をしなくても罰則・罰金はありません。

大学生などの保護者へ給付金を支給します

【問合せ・申込み】 子育て支援課 子育て応援係 ☎ 773・6822

大学などの高等教育を受けている学生を育てる父母などに、物価高騰に伴う負担を軽減し、時代を担う学生の育成を応援するため給付金を支給します。給付金を受け取るには、申請が必要です。

支給額 扶養する学生1人当たり30,000円

給付の対象者

次の要件をすべて満たす父母など

- ・平成7年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた学生を扶養している
- ・申請日に市に住民登録されている

学生の要件

学校教育法に定める大学、短期大学、高等専門学校（4,5年生）、専修学校、各種学校、これに準ずる海外の大学に在学する学生

※対象となる学校は、文部科学省ウェブサイトから確認することができます。身分が公務員となる特定の大学校（防衛大学校、税務大学校など）や、企業に在籍する社会人学生は対象外

申請に必要なもの

- ・支給申請書（各庁舎の窓口で配布、市ウェブサイトからダウンロードできます）
 - ・学生証の写しまたは在学証明書（令和7年4月以降のもの）
 - ・保護者名義の預金通帳など
 - ・保護者の本人確認書類（運転免許証など）
- ※その他の書類が必要となる場合あり

申請期間 7月15日(火)～ 令和8年2月27日(金)

申請先 子育て支援課、大和・塩沢市民センター

